



No.607
3 分間
税ミナール
令和6年2月7日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

交際費非課税の飲食費上限を「1万円以下」に引上げ

令和6年度税制改正においては、地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化や、「安いニッポン」の指摘に象徴される飲食料費に係るデフレマインドを払拭する観点から、交際費課税の見直しが行われます。具体的には、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、会議費の実態を踏まえ、現行の1人当たり5000円以下から「1万円以下」に引き上げられます。

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいい、現行の規定では、交際費等の範囲から除外されるものとして、飲食等のために要する費用であって、その支出する金額総額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が5000円以下である場合の費用が該当します。この飲食等に要する費用は、専らその法人の役員や従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものは除かれますが、この金額基準が、令和6年度税制改正では5000円以下から1万円以下に引き上げられることとなります。この背景には、物価上昇で飲食費が高騰しているのに対し、今の水準では不十分だとする意見が強まっており、また、飲食業界を側面支援する狙いもあります。この改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用される予定です。

また、接待飲食費に係る交際費等の損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が3年延長されます。現行の接待飲食費は、社内飲食費を除いた交際費に含まれる「飲食費」について、定められた項目を記載した帳簿上の飲食費（「接待飲食費」と仕訳したもの）であれば、その額の50%を損金に算入できるとされている特例があり、この特例は、中小企業だけでなく大企業にも適用されます。中小企業の場合は、上記の1)交際費等の額のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用の50%に相当する金額を超える部分の金額を損金算入することと、2)損金不算入額として、交際費等の額のうち、800万円にその事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額（「定額控除限度額」）に達するまでの金額を超える部分の金額が損金不算入額となることについて、この1)と2)はそのいずれかの選択による適用が認められています。

